「〇〇地区地域協議会」会則

制定　〇年〇月〇日

（名称）

1. 本会の名称は「〇〇地区地域協議会」と称する。

（事務局の設置）

第２条　本会の事務局は〇〇に置く。

（目的）

第３条　本会は、〇〇に関する活動（導入・改善の調査・検討、利用促進）を行い、〇〇を図ることを目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

（１）〇〇に関する調査及び検討

（２）〇〇に関する関係機関との協議調整

（会員構成）

第５条　本会には、会長１名のほか、次の役員を置く。

（１）副会長　〇名

（２）会　計　〇名

（３）監　事　〇名

　　２　役員は、本会の会員の中から、総会において選任する。

　　３　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第６条　会長は、会を代表し、会務を統括する。

　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

　３　会計は、会の会計事務を担当する。

　４　監事は、会の業務及び会計状況を監査する。

（会議）

第７条　本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

　２　会の開催は、会員の〇分の〇以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に変えることができる。

　３　議事は、出席会員の（過半数、〇分の〇以上）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則　この会則は、〇年〇月〇日から施行する。